

長嶺校区子ども会育成会 4 町内規約

第一条【名称及び事務所】

本会は長嶺校区子ども会育成会 4 町内といい、事務所を長嶺校区子ども会育成会 4 町内会長宅に置く。

第二条【目的】

本子ども会は、会員のみんが、行事や活動を通して仲よく明るく強い健全な子になるように努力することを目的とする。

本育成会は、会員相互の親睦・融和と協調を図り、長嶺校区子ども会育成会 4 町内の子どもの健全な成長発育を促すため、子ども会の活動を全面的に支援することを目的とする。

第三条【会員】

本子ども会育成会の会員は、長嶺校区 4 町内の全児童（小学生）を子ども会会員、その保護者を育成会会員とする。

第四条【事業】

本子ども会育成会は、第二条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員が仲よく楽しく遊べる行事をすること
2. 会員が丈夫な体をつくる活動をする事
3. 会員が知識や技能を伸ばすための活動をする事
4. 会員が地域の一員として地域住民との交流活動をする事
5. その他子ども会の目的を達成するために必要な事業

第五条【役員】

本子ども会育成会の運営担当として次の役員を置く。

1. 会長 1 人
2. 副会長 2 人
3. 会計 1 人
4. 連絡員 若干名（連絡・集計等作業担当、必要性に応じて募集し役員会で選任する）
5. サポート員 希望者（子ども会の行事運営のサポート要員とし参加希望者で結成される）
6. 役員は年度末開催の役員選出会において会員の中より選任し、その任期は 1 年とする

第六条【役員の職務】

1. 会長は、長嶺校区子ども会育成会 4 町内を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
3. 会計は、本会の会計事務を行い、総会にて当期の会計報告し承認を受けなければならない。
4. 連絡員、サポート員は、子ども会の行事運営をサポートする。

第七条【会費】

本子ども会育成会の会費は無料とする。

第八条【会計年度】

本子ども会育成会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第九条【保護者会による活動支援】

本子ども会の会員の保護者は育成会会員として子ども会の活動を支援するものとする。

第十条【総会 役員会 議決】

本会の会合は、総会及び役員会とする。

本会は、会長が招集し育成会会員の 3 分の 1 以上の出席（委任状による出席含む）をもって整理し、出席者の半数の賛成をもって議決とする。

第十一条【経費】

本会の経費は、4町内自治会及び長嶺小学校PTAからの助成金、その他本会活動(廃品回収など)による収益をもってこれに充てる。

第十二条【委任】

この規約に定めのない事項については、子ども会育成会役員会に諮って決定する。

附 則

この規約は、2019年4月1日から施行する。

2019年4月1日 新規

2019年5月11日 改定